

船橋市特別養護老人ホーム条例

○船橋市特別養護老人ホーム条例

平成17年3月31日
条例第16号

船橋市特別養護老人ホーム条例

船橋市特別養護老人ホーム条例（平成13年船橋市条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の5に規定する特別養護老人ホームの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、特別養護老人ホームを設置する。

2 特別養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑
- (2) 位置 船橋市西船2丁目21番12号

（業務）

第3条 船橋市特別養護老人ホーム朋松苑（以下「朋松苑」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第20条の5に規定する政令で定める者を入所させ、養護すること。
- (2) 法第20条の3に規定する政令で定める者を短期間入所させ、養護すること。

（指定管理者による管理）

第4条 朋松苑の管理は、社会福祉法人であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 朋松苑の利用の許可に関すること。
- (3) 第11条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) 朋松苑の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他朋松苑の運営に関する事務のうち、市長が必要であると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 朋松苑の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による朋松苑の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が朋松苑の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 朋松苑の管理の実施状況及び利用状況
 - (2) 朋松苑の管理に係る収支状況
 - (3) その他朋松苑の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項
- (定員)

第9条 朋松苑の定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第3条第1号に掲げる業務 100人
- (2) 第3条第2号に掲げる業務 20人

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、朋松苑を利用させないことができる。

- (1) 感染症を有する者であるとき。
- (2) 疾病又は負傷により、医療機関において入院を要する者であるとき。
- (3) 入院等により3月以上利用しないことが明らかな者であるとき。
- (4) 朋松苑の秩序を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者であるとき。
- (5) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(利用料)

第11条 朋松苑を利用する者（以下「利用者」という。）は、利用料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 第3条第1号に掲げる業務 介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同項に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び居住に要する費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額又は同法第51条の2第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額
- (2) 第3条第2号に掲げる業務 介護保険法第41条第4項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同号に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額若しくは同法第51条の2第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額又は同法第53条第2項第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額並びに同号に規定する厚生労働省令で定める費用のうち食事の提供に要する費用及び滞在に要する費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額若しくは同法第61条の2第2項第1号及び第2号に規定する厚生労働大臣が定める費用の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額

(平17条例50・一部改正)

(利用料の収入)

第12条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(損害賠償)

第13条 指定管理者及び利用者は、朋松苑の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者及び朋松苑の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、朋松苑の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市特別養護老人ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市特別養護老人ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年9月30日条例第50号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。